奈総法第213号 令和2年12月21日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同 中本 勝様

同 山 本 憲 宥 様

同 伊藤 剛様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営 について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

- 14. 鴻ノ池球場等30施設
- (6) 監査の結果及び意見
- ・使用料について

(スポーツ振興課)

【監査結果】

スポーツ振興課が所管する4つのプール(西部生涯スポーツセンター屋内温水 プール、青山プール、ならやま屋内温水プール、石打コミュニティスポーツプー ル)は、65歳以上の市民は無料で使用しているが、条例には定められていない。 使用料を徴収するか、条例を改正するか、いずれかの対応をされたい。

【措置の内容】

「奈良市体育施設条例」を改正し、受益者負担の適正化の観点から、青山プール、ならやま屋内温水プール及び西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては、65歳以上の使用者からも、令和2年4月より一部使用料を徴収することとしました。石打コミュニティスポーツプールについては、小学生などの子供を対象とした施設であり、大人料金の設定をしているものの、ほぼ小人の利用のみであるため、使用料の徴収又は条例の改正は行いません。

32. 老人憩の家

- (6) 監査の結果及び意見
- ・収支決算書について

(長寿福祉課)

【監査結果】

現地視察を行った登美ヶ丘老人憩の家では、平成21年度から繰越金が発生しているにもかかわらず、収支決算書には繰越金の実態を報告せず、収支を0円で報告している。

繰越金が発生した理由は以下の2点である。

- ・指定管理料を下回る支出であったこと
- ・社協から老人憩の家に対して交付される協賛金を、指定管理料と合算して管理 及び施設の運営に充当していたため、繰越金が発生した際に当該繰越金の発生源 泉がどちらの収入であるかわからないこと

登美ヶ丘老人憩の家の運営にかかる繰越金、実際の支出額及び市への支出報告 の推移は、以下のとおりである。

(表省略)

さらに、他の老人憩の家7施設について、追加で事業報告書及び指定管理者が保有している元帳や領収書等を確認したところ、5施設で以下のような事項が検出された。

(表省略)

指定管理者の指定管理料の管理は、ずさんとしか言いようがない。現状、指定 管理料は定額支給となっているが、協定書において、精算条項を追加するととも に、事業報告書等のチェックを行った際に、元帳及び領収書がないような支出に 対しては、指定管理料の返還を求めるような仕組みを検討されたい。

【措置の内容】

老人憩の家の管理運営事業について、適正な執行がされているか年に一度は現地に赴き、通帳、出納簿及び領収書原本を照らし合わせ、適正に執行されていることを確認しました。繰越金の明記や出納簿についても混在することなく明記されていましたので、今後も収支決算書及び出納簿の管理を継続することを指導しました。